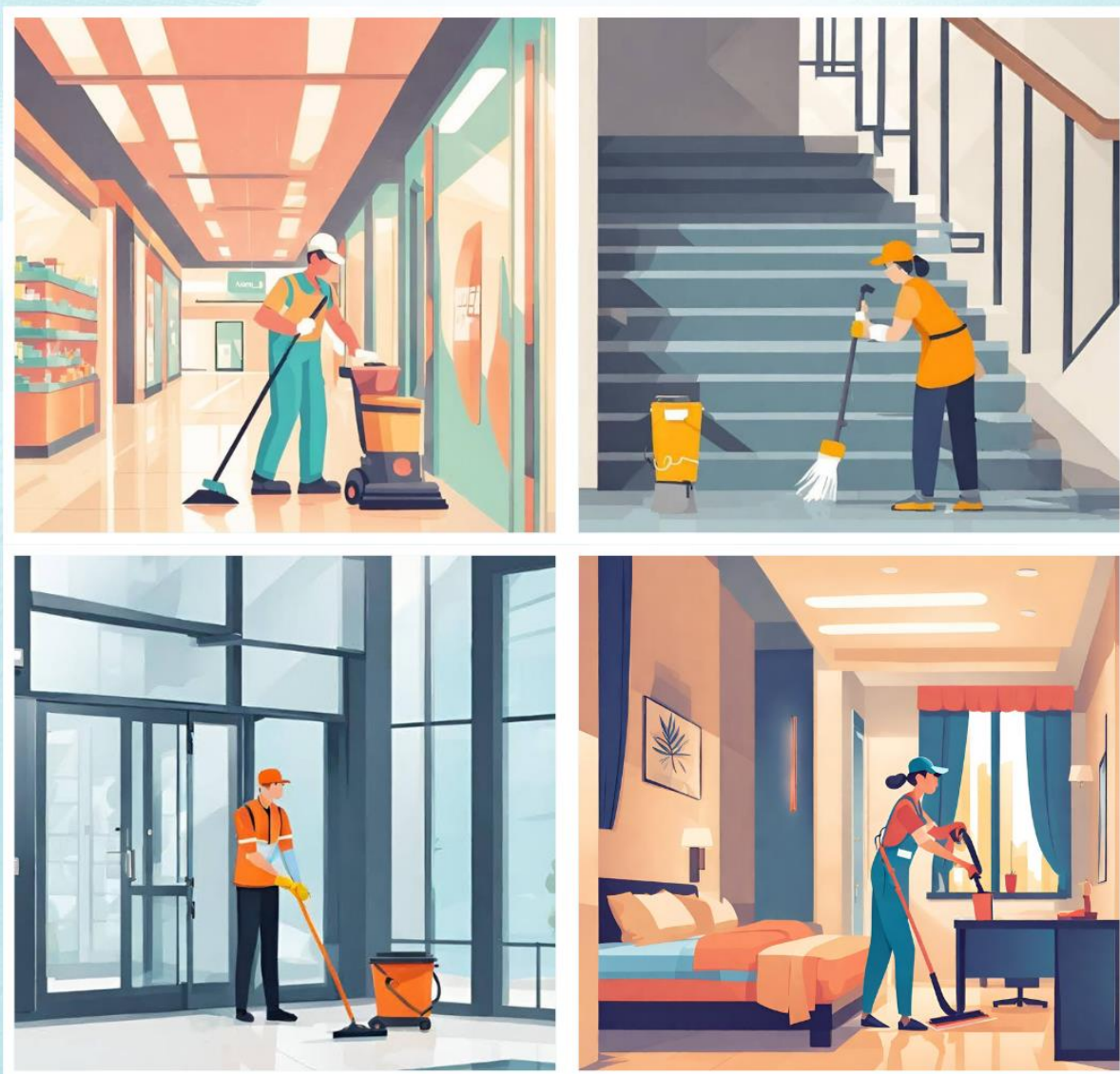


ビルクリーニング分野の 特定技能制度

～特定技能外国人の送出しマニュアル～



株式会社アットグローバル
(厚生労働省委託事業)

はじめに

在留資格「特定技能」の運用が 2019 年 4 月からスタートしました。「特定技能」で働ける分野は現在 16 業種あり、ビルクリーニング分野は、2024 年からの 5 年間で上限 3.7 万人の受入れを見込んでいます。

本ガイドブックは、

1. 「特定技能 1 号」の解説
2. 特定技能制度での送出しの特徴
3. ビルクリーニング分野における特定技能 1 号
4. 技能実習・特定技能 1 号での送出し時のサポート

で構成され、送出機関に外国人材を送出す際の参考としていただくことを目的としています。特定技能外国人のさらなる送出しの一助となれば幸いです。

厚生労働省委託事業

「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」

令和 6 年度受託者 株式会社アットグローバル

目次

1 在留資格「特定技能 1 号」の解説.....	4
1.1 特定技能 1 号の特徴.....	4
1.2 特定技能外国人の在留者数	4
1.3 特定技能 1 号の取得に必要な条件	5
2 特定技能制度での送出しの特徴	6
2.1 送出し可能な国.....	6
2.2 特定技能制度・技能実習制度による送出しの比較.....	9
3 ビルクリーニング分野における特定技能 1 号.....	11
4 技能実習・特定技能 1 号での送出し時のサポート.....	13
5 おわりに	15

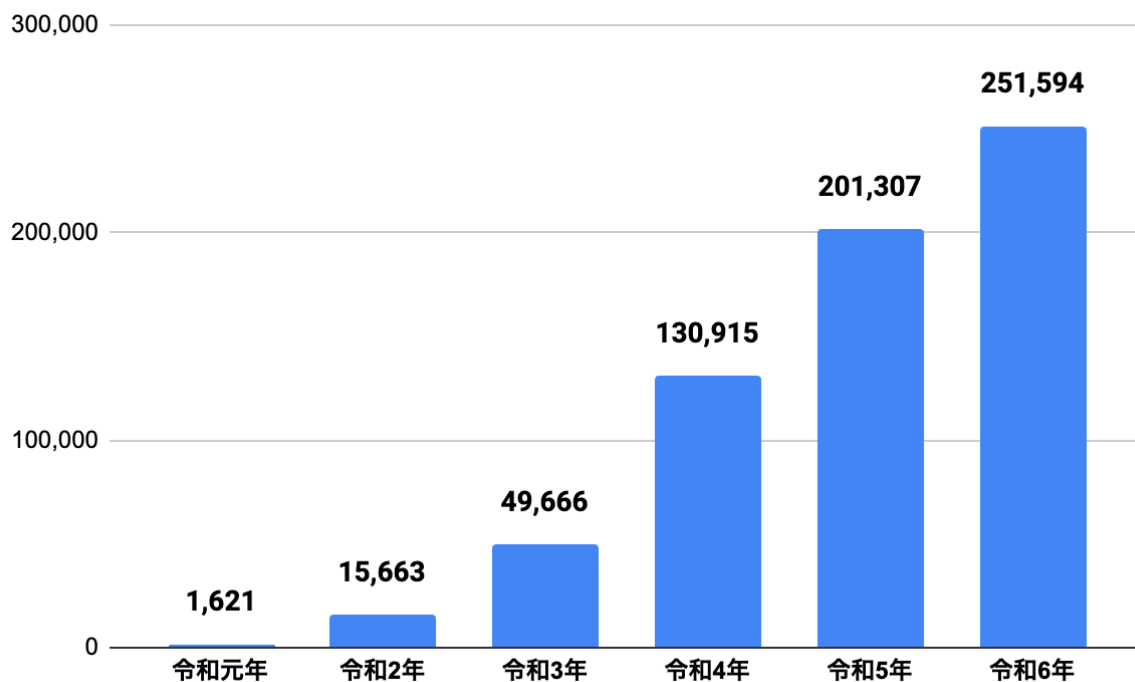
1 在留資格「特定技能」の解説

1.1 「特定技能」の特徴

1. 特定技能は、日本の深刻な人手不足を解決するため、一定の専門性と技能を有し、即戦力となる外国人の方に働いてもらうための在留資格です。特定技能には、1号と2号があります。
2. 特定技能1号では最長で5年間働くことができます。転職も可能です。
3. 要件を満たせば、「特定技能2号」等、他の在留資格に移行することもできます。

1.2 特定技能外国人の在留者数

特定技能1号は日本で大きく在留者数が伸びている在留資格です。



出典: 出入国在留管理庁¹

¹ 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(18ページ)
(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>) 最終アクセス日: 2024年10月24日

1.3 特定技能 1 号の取得に必要な条件

特定技能 1 号評価試験と日本語試験を受験し合格する必要があります。

日本語試験は、日本語能力試験 N4 又は国際交流基金日本語基礎テスト A2 のどちらかに合格する必要があります。

技能実習修了者が同じ産業分野で特定技能 1 号へ移行する場合は、技能試験及び日本語試験のいずれも不要です。ただし特定技能 1 号で異なる産業分野に従事する場合は、日本語試験は不要ですが、技能試験合格は必要です。

	日本語試験		特定技能 1 号評価試験 (ビルクリーニング分野の場合)
種類	日本語能力試験 (JLPT) https://www.jlpt.jp/	国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT-Basic) https://www.jpf.go.jp/jft-basic/	ビルクリーニング分野特定技能 1 号 評価試験 https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu
開催地域	日本、他 90 以上の国や地域	日本、他 12 か国	日本、インドネシア、フィリピン、タイ、スリランカ など
開催時期	7 月、12 月 (ただし、国外試験は、7 月または 12 月のいずれか 1 回になることもあります。)	ほぼ毎月	今後の試験実施予定 https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu
合格発表までの期間	約 2 か月	当日	当日
その他	成績証明書発行が必要な場合は以下をご確認ください。 https://www.jlpt.jp/certificate/index.html	判定結果通知書は、テスト日から 5 営業日以内に、予約ウェブサイト上で見られるようになります。 http://ac.prometric-jp.com/testlist/jfe/index.html	CBT 方式(コンピューター・ベースド・テスト) 入国手続きに合格証明書が必要 合格証明書の発行申請については、受入予定機関若しくは合格者本人が行うことができます。

2 特定技能制度での送出しの特徴

2.1 送出し可能な国

日本との間で二国間協力覚書が締結されていない国からの送り出しも可能です。送出機関の仲介が必須条件となっている国もあります。送出機関の仲介が不要となっている国においても、送出機関が人材の斡旋や育成、現地での手続きに関与することは日本の職業安定法等の法令に反しない限り可能です。

(参考)二国間協定締結国と送出し状況

	二国間協定締結状況	送出機関を通じた送出し	送出機関の公表情報	備考
フィリピン	締結済 (2019年3月19日)	○	公表	フィリピン側の手続きについては、在東京フィリピン共和国大使館もしくは在大阪フィリピン共和国総領事館の移住労働者事務所(MWO)において行う。
カンボジア	締結済 (2019年3月25日)	○	公表	カンボジア政府の認定した送出機関を通じて特定技能外国人の送出しを行うことが必要。
ネパール	締結済 (2019年3月25日)	○ (任意)	—	駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能。(有料)
ミャンマー	締結済 (2019年3月28日)	○	公表	ミャンマー政府から認定を受けた現地の送出機関を通じて、人材の紹介や雇用契約の締結を求められる。
モンゴル	締結済 (2019年4月17日)	○ (政府機関)	公表	「モンゴル国労働・社会保障省の労働・社会保障サービス総合事務所(GOLWAS)」が唯一の送出機関とされており、モンゴルの法令に基づき、受入機関とGOLWASとの間で特定技能外国人の送出し・受入れに関して契約を結ぶ必要がある。
スリランカ	締結済 (2019年6月19日)	○ (任意)	—	送出機関の利用は任意であり、必ずしもスリランカ政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
インドネシア	締結済 (2019年6月25日)	○ (任意)	公表	インドネシアの職業紹介事業者(P3MI)の利用は任意。

(注) ○ :送出機関を利用する(一部の国では任意の場合も含まれる)

— :送出機関の記載はなし

	二国間協定締結状況	送出機関を通した送出し	送出機関の公表情報	備考
ベトナム	締結済 (2019年7月1日)	○	公表	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局(DOLAB)から認定された送出機関との間で募集する業種や募集人数、労働条件等を定めた「労働者提供契約」を締結することが求められる。
バングラデシュ	締結済 (2019年8月27日)	○ (任意)	公表	バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省(MEWOE)から認定を受けた現地の送出機関やバングラデシュ海外雇用サービス公社(BOESL)を通じて求人・各種手続きをすることも可能。
ウズベキスタン	締結済 (2019年12月17日)	○ (任意)	—	送出機関の利用は任意であり、必ずしもウズベキスタン政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
パキスタン	締結済 (2019年12月23日)	○ (任意)	公表	送出機関の利用は任意であり、必ずしもパキスタン政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
タイ	締結済 (2020年2月4日)	○ (任意)	公表	送出機関の利用は任意だが、利用するには必ずタイ政府が認定した送出機関を利用する必要がある。
インド	締結済 (2021年1月18日)	○ (任意)	—	送出機関の利用は任意であり、必ずしもインド政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
マレーシア	締結済 (2022年5月27日)	情報 未公開	情報 未公開	
ラオス	締結済 (2022年7月28日)	○	公表	ラオス労働社会福祉省から認定を受けた送出機関を通じて労働者を受け入れる必要がある。
キルギス	締結済 (2023年7月6日)	○ (任意)	公表	送出機関の利用は任意であり、必ずしもキルギス政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
タジキスタン	締結済	情報	情報	

	(2024年 8 月8日)	未公開	未公開	
--	---------------	-----	-----	--

(注) ○ :送出機関を利用する(一部の国では任意の場合も含まれる)

— :送出機関の記載はなし

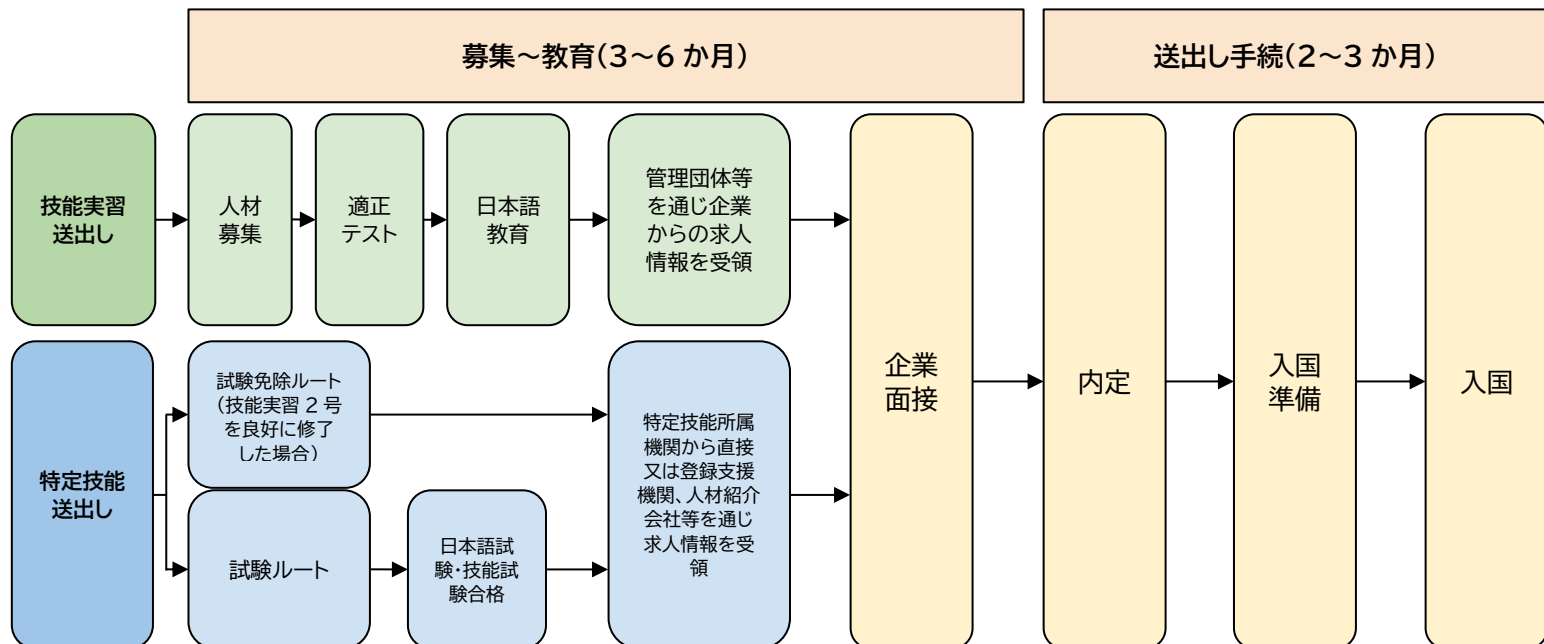
※国外にわたる職業紹介について、職業安定法を遵守する必要があります。

出典:出入国在留管理庁²

² 出入国在留管理庁「特定技能に関する各国別情報」

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00073.html)、最終アクセス日：2024 年 10 月 24 日

2.2 特定技能制度・技能実習制度による送出しの比較



■BMTC 建築物管理訓練センターが提供する ASCF 外国人受入支援サービス

特定技能外国人材の受入れにあたって、ビルクリーニング分野では BMTC 一般財団法人建築物管理訓練センターが ASCF 外国人材受入支援センターを設置して、①適正人材の紹介支援・採用支援、②即戦力に向けた育成支援、③採用後の定着支援を一貫して提供しています(別添)。

さらに、ビルクリーニングに限定せずビル設備管理に従事する海外人材も含め、ビルメンテナンス業務全般に関する人材の採用・育成・定着支援の仕組みを提供して参ります。

1. 特徴

- (1)有料職業紹介事業および登録支援業務の免許を有する団体であること
- (2)ビルクリーニングに関して 50 年間の職業訓練実績を有する団体であること
- (3)ビル設備管理に関して全国的な職業訓練実績を有する団体であること

2. 提供サービス

- (1)外国人材の紹介・斡旋等の職業紹介サービス
- (2)外国人材の能力向上・育成・受検対策等の教育サービス

※BMTC 外国人材育成規準

- ①ビルクリーニング及びビル設備管理業務に関する実技訓練・学科講習
- ②教育支援ツール(ソクノー式筋トレ、SOKOKARA、会話上手 等々)
- (3)外国人材(特定技能者)の登録支援サービス

事前ガイダンス、定期面談、通訳

(4)外国人材の受入支援向上サービス

①共同開発ツール(グロカル、スマトレ、ビルバディ)

②提携支援ツール(CQI、Oyraaa、レオパレス 21、外国人居住サポート 等々)

③通訳サービス

3. 対象者別サービス

1) 受入企業	職業紹介、教育、登録支援、受入支援向上サービス
2) 外国人材	教育、登録支援、受入支援向上サービス
3) 登録支援機関	職業紹介、教育、登録支援、受入支援向上サービス
4) 監理団体	職業紹介、教育、受入支援向上サービス
5) 送出機関	職業紹介、教育サービス

4. 問い合わせ

<BMTC:一般財団法人建築物管理訓練センター>

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL: 03-3805-7575 <https://bmtc.or.jp/>

<ASCF:外国人材受入支援センター>

一般財団法人建築物管理訓練センター内

TEL:03-6806-8685 FAX:03-3805-7578

BMTC 提供サービス (採用・育成・定着支援)

ASCF

①



適性人材の 紹介・採用支援

1. 技能実習・特定技能生採用に向けた説明、条件等の相談
2. 外国人材の住居支援
3. 現地提携機関の紹介、面接の調整(現地訪問、Zoom対応)
4. 適性検査(CQI)の実施

②



即戦力に向けた 育成支援

1. ビルクリーニング試験合格に向けた訓練指導
<技能実習生>
基礎級、随時3級、随時2級、
<特定技能生>
特定技能1号、2号
2. 日本語・生活習慣等の研修
3. 日本語教育アプリ
4. 通訳支援、通訳アプリ
5. ビルクリーニング基本動画

③



採用後の定着支援

1. 登録支援業務の実施
2. 外国人材および受入企業の適性検査(CQI)実施
3. 外国人材へのヒアリング(職場、生活環境等の不満、問題解消)
4. 監理団体、登録支援機関の相談(サポート体制の問題解消)
5. 特定2号(現場マネジメント)試験対策

3 ビルクリーニング分野における特定技能 1 号

ビルクリーニングのお仕事について

ショッピングモール、病院、ホテル等、いろいろな場所を掃除します。

ホテル



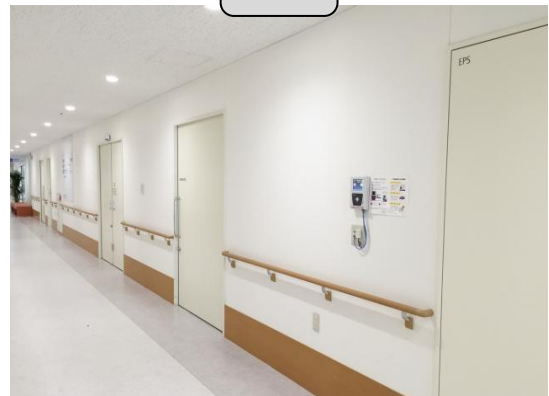
オフィス



モール



病院



一例として、床の拭き清掃や掃き清掃、窓拭き、トイレ・洗面所の清掃などがあります。



4 技能実習・特定技能 1 号での送出し時のサポート

技能実習では日本側の手続き等は監理団体がサポートするのが一般的です³。一方、特定技能 1 号の場合、日本側の手続きは特定技能所属機関自身が行うか、特定技能所属機関から委託を受けた「登録支援機関」がサポートします。

(参考)監理団体・登録支援機関の支援内容比較

	採用時	入国前		入国後							
監理団体	人材紹介と募集面接 ※送出機関と連携	実習計画作成 外国人技能実習機構申請書類提出	入国前準備・支援	入国後準備・支援	技能実習監理(許可基準第2 監理団体の業務の実施に関するものより抜粋)						
			・在留資格、ビザ申請更新 ・日本渡航支援 ・入国前研修	・日常生活サポート ・日本語学習支援 ・翻訳者、通訳者の派遣	・実習実施者に対する定期監査(頻度は3か月に1回以上) ・訪問指導(少なくとも1か月に1回以上) ・技能実習計画の作成指導 ・帰国旅費の負担 ・特定の職種、作業に関するもの						
登録支援機関	人材紹介と募集面接	雇用契約の締結	義務的支援								
			事前ガイダンス	送迎	住居の確保	生活オリエンテーションの実施	日本語学習機会の提供	相談・苦情の対応	日本人との交流促進	転職支援	面談の実施
			・労働条件、技能水準の説明 ・入国手続 ・保証金の徴収や違約金等を定める契約がないか確認	・入国送迎 ・出国送迎	賃貸物件の情報などを提供	・金融機関の利用方法 ・医療機関の利用方法 ・交通ルール等	・就労地域の日本語教育機関の入学案内等の情報提供 ・オンラインの日本語講座等の情報提供 ・特定技能所属機関等が日本語講師と契約	日常生活や社会生活に関する相談または苦情の対応	地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供	・次の受入れ先に関する情報を入手 ・職業安定機関、職業紹介事業者等を案内 ・推薦状作成 ・就職先紹介	雇用先との定期的(3か月に1回以上)な面談支援(漁業分野は例外)

³ 団体監理型での技能実習生送出しの場合

(参考)登録支援機関における義務的支援の具体的な内容

	義務的支援項目	具体的な内容
1	事前ガイダンス	・雇用契約締結後、労働条件・活動内容・入国手続き・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明
2	出入国する際の送迎	・入国時に空港と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
3	住居確保・生活に必要な契約支援	・連帯保証人になる ・社宅の提供する等 ・銀行口座の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続きの補助
4	生活オリエンテーション	・円滑に社会生活を営めるように日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
5	公的手続き等への同行	・必要に応じて住居地・社会保障・税などの手続きの同行、書類作成の補助
6	日本語学習の機会の提供	・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
7	相談・苦情への対応	・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
8	日本人との交流促進	・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事案内や、参加の補助等
9	転職支援(人員整理等の場合)	・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続きの情報の提供
10	定期的な面談・行政機関への通報	・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

出典:出入国在留管理庁「支援計画の概要②」⁴

⁴ 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(12 ページ)
(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>) 最終アクセス日:2024 年10月 24 日

5 おわりに

日本のビルクリーニングは、建物内環境を衛生的に、清潔に整え、人々の暮らしを健康面からサポートする仕事です。衛生的で清潔な環境を創り、お客様を出迎える「おもてなし」は、今では世界に誇れる日本の文化となっています。

外国人材が、特定技能 1 号制度を活用し日本のビルクリーニング技術を習得することで、ノウハウを学び「日本でキャリアアップを目指す」、「母国で環境ビジネスを興していく」などが可能となります。

このビルクリーニング分野の仕事についての理解を深めていただき、外国人材送出しの一助として本ガイドブックを活用していただければ幸いです。